

2015年からの課税強化を控え、相続に対する関心が一段と高まっている。非課税制度の活用などに着々と取り組む人も増えている。ただ節税ばかりに気を取られると思わぬ落とし穴がある。相続に備えるうえで大切なのは、順序立てて全体の対策を考えること。相続対策の基本を今こそ見つめ直そう。

「いくら節税になるといつても、兄さんが家をそつくり相続するのは不公平じゃないか」。東京都に住む55歳の会社員、板谷伸行さん(仮名)は弟から反発されて頭を抱えた。85歳と高齢の母から頼まれ、自分なりに考えた相続案を弟に打ち明けたときのことだ。板谷さんは母と同居している。母の主な財産は自宅の土地で、課税上の評価額は4000万円。他に預金が2000万円あり、課税が強化される来年以降にも母が亡くなると、基礎控均等に分けるが、家は自分が相続する。家の土地を相続する際には、その評価額を8割も減らせる特例(小規模宅地の特例、後述)がある(図A)。

「親と同居していた」といふ条件を満たす自分が土地を相続すれば、評価額を800万円に減らせる。預金を含めても母の財産に相続税はかかるないでしょくみだ。評価減の特例は

つても、兄さんが家をそつくり相続するのは不公平じゃないか

55歳の会社員、板谷伸行さん(仮名)は弟から反発され

て頭を抱えた。85歳と高齢の母から頼まれ、自分なりに考えた相続案を弟に打ち明けたときのことだ。

板谷さんは母と同居してい

る。母の主な財産は自宅の

このように「節税効果に

なるので注意深く検討しよ

う。

まず、土地を相続する者のものを減らす方法だ。それが優先順位をつけて適用される。子供が相続する場合は複数だ。板谷さんの例のように生前、「親と同居している場合、相続税の申告期まで所有して住み続けられよう」と助言する。

詳しい税理士の阿保秋声氏は話す。税理士の藤井武美氏は「兄が家を相続するなら、預金を全額弟に受け継がせるといった配慮が必要」と助言する。

「どう分けるか大まかなイメージを描いたら、次に相続税を考えればいい」若下忠吾税理士。すでに財産の規模は把握しているからどうか、つかみやすい

中島孝一氏。財産の規模を把握するのが大切なのは言うまでもない。

「どう分けるか大まかなイメージを描いたら、次に相続税を考えればいい」若下忠吾税理士。すでに財産の規模は把握しているからどうか、つかみやすい

詳しい税理士の阿保秋声氏は話す。税理士の藤井武美氏は「兄が家を相続するなら、預金を全額弟に受け継がせるといった配慮が必要」と助言する。

が、特定の用途に限り認められる非課税制度。子供や孫に対して教育資金を贈る場合、1人当たり1500万円まで非課税になる。住宅購入資金なら最高100万円まで非課税だ。

西野道之助税理士は「生

命保険の活用も有効」と話す。例えば親が保険料を負担し、親が被保険者、子供を死後保険金の受取人として加入すれば、相続税の非課税(500万円×法定相続人数)を使え、その分が強化される来年以降にも母が亡くなると、基礎控除を受け継ぐのか。ほかの財産は誰にどれだけ分けるのか。配偶者や子供らのことを見思えば、「バランスを考えるのが大切」(税理士の

財産分けの合意が第一

板谷さんが弟に説明した通り、活用しない手はない。それでも注得できない弟は「家も兄弟2人で共有すべきだ」と主張するが、板谷さんとしては認めない構えだ。弟の言うとおりにしたら、特例による効果が半減してしまう。不動産の共有は後のトラブルにもつながりやすい。弟との対立は今も続いている。

このように「節税効果にじらわれてもめ事になることは多い」と、相続対策に

谷さんとしては認めない構えだ。弟の言うとおりにしたら、特例による効果が半減してしまう。不動産の共有は後のトラブルにもつながりやすい。弟との対立は今も続いている。

このように「節税効果にじらわれてもめ事になることは多い」と、相続対策に

谷さんとしては認めない構えだ。弟の言うとおりにしたら、特例による効果が半減してしまう。不動産の共有は後のトラブルにもつながりやすい。弟との対立は今も続いている。

このように「節税効果にじらわれてもめ事になることは多い」と、相続対策に

谷さんとしては認めない構えだ。弟の言うとおりにしたら、特例による効果が半減してしまう。不動産の共有は後のトラブルにもつながりやすい。弟との対立は今も続いている。

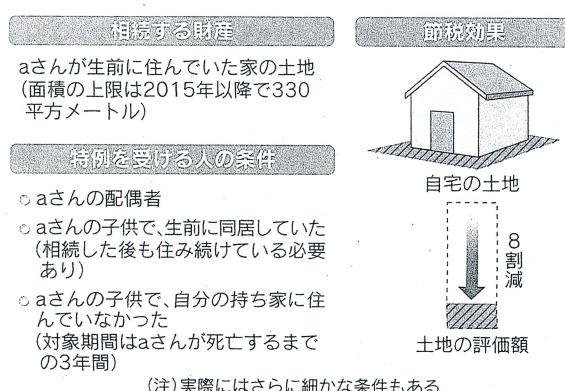
このように「節税効果にじらわれてもめ事になることは多い」と、相続対策に

いのが「生前贈与」。自分が生きているうちに子供らに財産を贈与して相続財産のものを減らす方法だ。それが優先順位をつけて考

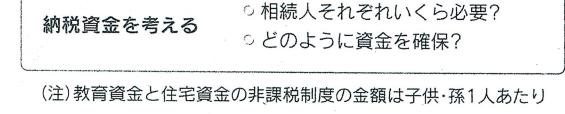
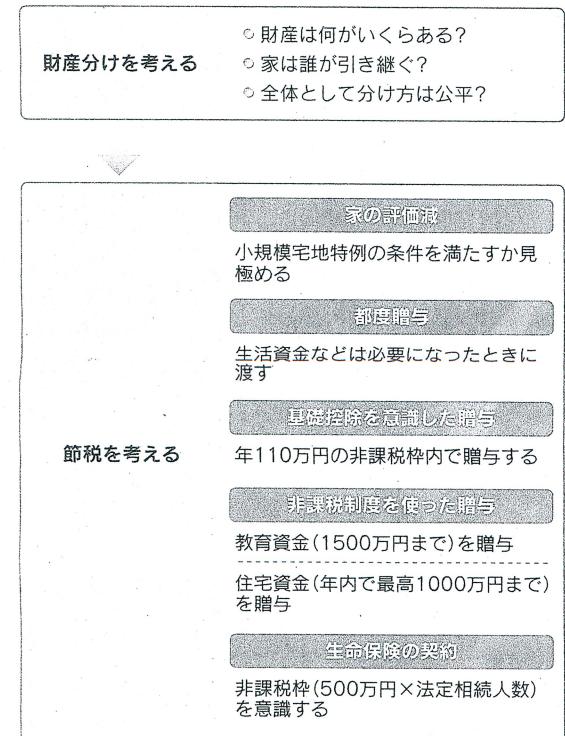
えるのがいいだろ?

相続節税トラブル防ぐ

A 相続でまず検討すべきは家の評価減(小規模宅地の特例、aさんが死亡したケース)



B 相続は順序立てて対策を考えたい



生前まず都度贈与

まず取り組みたいのは「都度贈与」。生活資金や教育資金などは、必要になった時点での都度渡す限り、贈与税がからない。大学入学金など金額が大きい場合も同様だ。

次に「基礎控除」を意識して贈与する。年110万円という基礎控除(非課税枠)の範囲内であれば贈与税はかかるない。都度贈与と同様、複雑なことを考えずに節税が可能だ。

ただし、非課税制度を使った結果、親の生活資金が足りなくなる恐れもある。相続増税まで間もないが、できればじっくり対策を進めたい。

(編集委員 後藤直久)